

JASPAR

知的財産管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人 JASPAR(以下、「当法人」という。)が行う仕様および標準化業務にかかわる知的財産権の取扱いについて規定し、当法人の会員が誠意をもって技術標準を開発し、その成果を広く普及させる当法人の活動方針に照らし、知的財産権の公正な取扱いを保障することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権をいい、出願中のものを含む。
- (2) 「必須の知的財産権」とは、前号に定める知的財産権のうち、当該知的財産権を侵害することなく、当法人が検討、選定、認定する推奨規格、仕様、ガイドライン等(以下、「JASPAR規格」という。)を実施することが技術的に不可能なものをいう。但し、当該 JASPAR 規格に開示された特徴を含まない知的財産権を除く。
- (3) 「発明等」とは、発明、考案、意匠およびその創作をいう。
- (4) 「ノウハウ等」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないもののうち、前号に定める知的財産権の範囲に属さないものをいう。
- (5) 「秘密情報」とは、情報管理規程第 2 条 3 項に定義するものをいう。

第2章 知的財産権の帰属

(当法人の業務遂行上生じた知的財産権の帰属)

第3条 当法人の業務を遂行する上で生じた発明等にかかる特許権、実用新案権、意匠権、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利および意匠登録を受ける権利の帰属は、次の通りとする。

- (1) 当該発明等を行った者の所属する当法人の会員が1社である場合は、当該会員に単独に帰属する。
- (2) 当該発明等を行った者の所属する当法人の会員が2社以上である場合は、当該会員の共有とし、その共有割合は、当該発明等を行った者の発明等への貢献度等を勘案して、当該会員の協議により定める。

2 当法人の会員が当法人の業務を遂行する上で生じた発明等について、特許権、実用新案権ま

たは意匠権の出願を行った場合は、運営委員会に対し、当該出願の概要をすみやかに書面にて届け出なければならないものとする。

- 3 当法人の業務を遂行する上で生じた仕様書、図面、プログラムおよびデータベースの著作物にかかる著作権は、当法人に単独に帰属する。
- 4 当法人の会員は、当法人の業務を遂行する上で生じた仕様書、図面、プログラムおよびデータベースの著作物について、自ら著作権者人格権を行使せず、また、自己に所属する役員・従業員をして著作権者人格権を行使させないものとする。

第3章 必須の知的財産権の取扱い

(確認書提出の請求)

第4条 運営委員会は、JASPAR 規格案の提出を受けた場合、必要な審査を行った後、速やかに当法人の会員に当該 JASPAR 規格案の内容を書面にて通知するとともに、当該 JASPAR 規格案に関連する必須の知的財産権を所有する当法人の会員(以下、「本権利所有者」という。)が、別添様式の確認書に必要事項を記載の上、提出期限までに事務局に提出するよう、請求しなければならない。

(実施許諾条件の選択)

第5条 本権利所有者は、前条の確認書において、以下の第1号または第2号のいずれかの取扱いを選択の上、確認書を提出しなければならない。

- (1) 本権利所有者は、当該 JASPAR 規格案が理事会により JASPAR 規格と採択された場合、自己が所有する当該必須の知的財産権について、いかなる者に対しても、無償かつ非差別的な条件の下に、当該 JASPAR 規格を利用する自動車等の関連製品の製造および販売を目的とする通常実施権等を許諾等する。但し、当該 JASPAR 規格に関連する他の必須の知的財産権を所有する者であって、(1)または(2)の条件で自らの知的財産権の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。

なお、当該 JASPAR 規格に関連する他の必須の知的財産権を所有する者が、(2)の条件で知的財産権の通常実施権等を許諾等する場合、その者に対しては(2)の条件で通常実施権等を許諾等する。

- (2) 本権利所有者は、当該 JASPAR 規格案が理事会により JASPAR 規格と採択された場合、自己が所有する当該必須の知的財産権について、いかなる者に対しても、合理的かつ非差別的な条件の下に、当該 JASPAR 規格を利用する自動車等の関連製品の製造および販売を目的とする通常実施権等を許諾等する。ただし、当該 JASPAR 規格に関連する他の必須の知的財産権を所有する者であって、(1)または(2)の条件で自らの知的財産権の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。

(必須の知的財産権の記載)

第6条 本権利所有者は、第4条の確認書に自己が所有する必須の知的財産権について下記の事項を記載しなければならない。ただし、前条において、(1)を選択した者は、記載しなくても良い。

- ① 特許出願人の氏名または名称
- ② 出願番号／公開番号／登録番号
- ③ 発明の名称
- ④ 出願国
- ⑤ 必須知的財産権に該当することの説明

(確認書の提出期限)

第7条 運営委員会は、第4条の確認書の提出期限を定めなければならない。但し、特段の事情がない限り、第4条の確認書の提出を請求した日(以下、「確認書提出請求日」という。)から60日以上経過した日を確認書の提出期限として定めるものとする。

- 2 前項の提出期限までに確認書を提出しない本権利所有者については、第5条1号を選択したものとみなす。但し、提出期限までに確認書を提出できなかったことに特段の理由があると運営委員会が認めるときは、第5条2号を選択することができるものとする。
- 3 前項の規定は、確認書提出請求日以降に退会・除名などの事由により当法人の会員資格を喪失した会員に対しても適用されるものとする。
- 4 確認書提出請求日以降に退会・除名などの事由により当法人の会員資格を喪失した会員であって、当法人の活動を通じて知り得た秘密情報に基づいて、会員資格喪失後2年が経過するまでの間に、当該確認書のJASPAR規格に係る必須の知的財産権を出願または創作した場合は、その出願または創作した日から60日以内に第4条に定める確認書を提出しなければならない。当該確認書が当該期間内に提出されなかった場合、当該必須の知的財産権について第5条1号の取扱いが選択されたものとみなす。

(確認書の修正、撤回)

第8条 前条の確認書を提出した会員は、提出期限までの間、確認書の修正ないし撤回を行うことができる。ただし、提出期限を過ぎた後はいかなる事由によっても、自ら修正および撤回をすることはできない。

- 2 前項は、確認書を提出した後に、退会・除名などの事由により当法人の会員資格を喪失した会員に対しても適用されるものとする。

(JASPAR規格の採択と公開)

第9条 運営委員会は、第7条の提出期限が過ぎた後、提出された確認書を添えてJASPAR規格案を理事会に答申する。

- 2 理事会は、JASPAR 規格案を審議し、採択の可否を決定する。
- 3 運営委員会は、JASPAR 規格が理事会で採択された場合は、その旨を当法人の会員に通知するとともに、速やかにホームページにおいて公開する。

(他標準化団体規程との関係)

- 第10条** 運営委員会は、当法人の会員から、JASPAR 規格の全部または一部を他標準化団体に提案するとの提案を受けた場合は、妥当性、問題点に関する審議を行い、可否を判断する。
- 2 前項において、他標準化団体が本規程第 5 条 2 号の条件を認めない団体である場合であつて、当該 JASPAR 規格に関する確認書において当該 2 号を選択した会員がいる場合には、当該会員に当該 1 号への変更を求め、もし承認が得られなかった場合は、当該他標準化団体への提案を取りやめる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、JASPAR 規格の全部または一部を AUTOSAR に提案する場合には、AUTOSAR 会員である当法人の会員は、AUTOSAR の定める知的財産権に関する規程に従うものとする。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、JASPAR 規格の全部または一部を FlexRay コンソーシアムに提案する場合には、FlexRay コンソーシアム会員である当法人の会員は、FlexRay コンソーシアムの定める知的財産権に関する規程に従うものとする。

第4章 ノウハウ等の取扱い

(ノウハウ等の取扱い)

- 第11条** 当法人の会員は、当法人の業務を遂行するために当法人および当法人の会員に対して開示した自己が所有するノウハウ等に基づくいかなる権利主張または請求も、JASPAR 規格に準拠する自動車等の関連製品の製造および販売を行う者（以下、「JASPAR 規格実施者」という。）に対しては行わないものとする。ただし、JASPAR 規格実施者が、当該 JASPAR 規格に関連する必須の知的財産権について、正当な実施権を保有しない者である場合には、この限りでない。

第5章 補則

(当法人による紛争調整)

- 第12条** 次に掲げる紛争等について、当該紛争等の当事者たる当法人の会員間の自主的かつ任意の協議によっても解決されない場合、当法人が別に定める機関は、当該紛争等の調整にあたるものとし、当法人の会員は、当法人が別に定める機関の調整を最大限尊重し、当該紛争等を解決するため誠実に交渉に応じるものとし、合理的な理由なく当法人の調整を拒絶してはならない。

- (1) 「必須の知的財産権」に該当するか否かの判断の相違に起因する紛争
 - (2) 第5条2号に定める実施許諾の具体的な内容の決定および当該実施許諾の運用に起因する紛争
 - (3) その他、知的財産権およびノウハウ等に関連する紛争であつて、当法人の業務の適切な遂行を阻害するおそれのある事項にかかわる紛争
- 2 当法人は、前項に定める調整を行うにあたり、必要に応じ、弁護士、弁理士、公認会計士その他専門家に諮問し、鑑定させ、または意見を述べさせることができる。

(会員資格喪失後の義務)

第13条 当法人の会員は、退会・除名などの事由により当法人の会員資格を喪失した後も、当法人の会員資格を有していた期間中に知り得た情報に基づいて取得した知的財産権およびノウハウ等については、本規程に定める一切の義務を負うものとする。

(新規会員の取扱い)

第14条 当法人に新規に加入する会員は、当該新規会員の加入までに存在する JASPAR 規格、および当該新規会員加入時点で運営委員会に提出されている JASPAR 規格案について、運営委員会の定める期限に従い、第3章に定める手続きを実施する義務を負う。

(本規程に定めのない事項)

- 第15条** 本規程に定めのない事項および本規程の施行にあたり疑義を生じた事項については、知的財産WGにおいて審議決定する。
- 2 前項により解決が図れない場合は、運営委員会において審議決定する。

第6章 附則

(施行)

第16条 本規程は、2005年8月26日から適用する。

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。

改訂履歴

2006年4月1日(第2条5項 秘密情報定義の追加)

2009年4月1日(第1条 名称の変更)

2018年4月13日(第2条～第17条 知財知的財産権管理方針の見直しにより改訂)